

**デジタル時代の著作権協議会（CCD）**  
**平成 27 年度第 3 回著作物の保護と利活用に関する研究会**

**議事要旨**

日時：平成 27 年 11 月 25 日（水）13:00～15:00

場所：一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 会議室

議題 1：講演「山口大学の知的財産教育研究共同利用拠点の取組（平成 27 年度文部科学大臣認定）について」

講演者 木村友久氏（国立大学法人山口大学 研究推進機構 知的財産センター 副センター長 教授）

議題 2：CCD の来期以降の活動等について

議題 3：その他

議長：著作物の保護と利活用に関する研究会主査・久保田裕

久保田主査が議長をつとめた。

議題 1. 講演「山口大学の知的財産教育研究共同利用拠点の取組（平成 27 年度文部科学大臣認定）について」

山口大学 木村氏より、山口大学の知的財産教育研究共同利用拠点の取組について、報告が行われた。

山口大学における知的財産教育については、2013 年度より 1 年生全員（約 2,000 人）に対して知財教育が必修とされている。この目的について、①受講する学生が知的財産の全体像を理解し、②レポートや論文作成に必要な知識など身近な事例をテーマに初歩的な知的財産対応能力を形成すること、③社会活動における知的財産の価値を実感することと説明がなされた。近年、政府により日本コンテンツをクールジャパンとして海外展開することが目標として掲げられているものの、コンテンツ業界を知財の面から支える人材は不足している。知財教育必修化により、同大学学生 1 年生全員に広く知識をつけさせ、さらに関心をもった学生は専門分野へ進むというように知財に関わる人材の裾野を拡げることにつなげたいとの考えも述べられた。

続いて、同大学におけるカリキュラム、教材等開発のパッケージ化の内容について説明がなされ、最後に山口大学の知財教育の取組が先進的な事例とされ、知的財産教育研究共同利用拠点として平成 27 年度文部科学大臣の認定を受け、今後は同取組を全国の他大学へ展開することにも力を入れていくと述べられた。

講演を受け、以下のような質疑応答・意見交換がなされた。

委員：大学での取組をいかにするためにも、小中高からの知財教育も重要ではないか。

講演者：例えば高校では学習指導要領の内容だけでも相当分量があり、著作権については情報か技術家庭で扱えるくらい。また、教え方がわからないという先生も多いので、教員向けの副教材を配布するなどが必要ではないか。

委員：各県教育委員会を訪問すると知的財産教育への関心は高い。ただ、特に先生向けの教材がないと、生徒に教えることも難しいとかがっている。一方で団体のイベントに参加する児童・生徒たちは著作権について理解していると感じることが多い。

講演者：音楽、映像などの作品の制作には多くの人関わっている、その営みをみせると学生の理解も進みやすい。

委員：放送番組については海外展開といえば番組販売である。その際重要なのは現地の文化だが、今は実際に販売しようとしてからでないとわからず、国内で制作した番組のままでは販売できないこともある。大学の国際関係の学部で各国・地域の研究と知財教育という組み合わせは考えられないか。

委員：文化の違いもあるが、海外展開については日本が国策としてどうするか。例えば韓流があれだけアジアで売れたのは韓国が国策として著作権の扱いを決めたからだ。

## 議題2. CCDの来期以降の活動等について

主査より、資料1に基づき、CCDの活動については、現状本研究会が中心となっていることから、本研究会の活動目的およびその効果の検討とあわせ、今後のCCD全体の活動に関する検討も本研究会にて行いたい旨説明を行った。委員からは、研究会としてはCCDとして研究すべき課題がみえつつあること、権利者団体と利用者団体が同じ方向から検討する場として他に代替する場がないなどの意見が述べられた。次回以降の研究会でも、各団体としての意見を集約するなど、幹事会への提案を作成できるよう引き続き検討を行うこととした。

## 議題3：その他

特になし

以上